

平成 24 年度地方財政対策等について

平成 23 年 12 月 15 日
地 方 六 団 体

我が国は、東日本大震災と福島第一原発事故の未曾有の国難に加え、歴史的な円高による経済活力の低下という難局に直面している。

「地方大不況」による日本の国力衰退を避けるためには、平成 24 年度地方財政対策において十分な対応を講じる必要がある。その際、「地域主権改革」推進の方向性を明確にし、地方の裁量を大幅に増やす見直しを同時に行うべきである。

また、「社会保障・税一体改革」についても、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割を十分に踏まえ、取りまとめを行うべきである。

1. 地方財政対策の強化について

地方の雇用確保や地域経済対策を展開し、また、社会保障関係の経費増に対応するための地方財源の確保を含め、来年度も、「中期財政フレーム(平成 24 年度～平成 26 年度)」を踏まえ、実質的に平成 23 年度の水準を下回らない地方の一般財源総額を確保することを強く求める。

特に、地方交付税については、近年、地方交付税削減分の一部が復元されたものの、三位一体改革時の大幅な削減が、現在の様々な地方行財政上の課題の対応を困難にしている原因となっている。

このような状況に鑑み、平成 24 年度の地方交付税については、東日本大震災からの復旧・復興に係る地方負担分等について震災復興特別交付税を別枠で確保した上で、歴史的な円高を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、東日本大震災を教訓とする防災・減災対策等に前向きに取り組めるよう、総額の増額を図るべきである。

2. 社会保障・税一体改革について

「社会保障・税一体改革」については、既存制度のみを前提とした財源論ではなく、障害者施策や生活・就労一体支援を含めた総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要である。

地方単独事業は、国庫補助事業を補完し、住民に効果的な社会保障サービスを提供するために不可欠な役割を担っており、今回の「社会保障・税一体改革」の取りまとめに当たっては、形式的基準によることなく、住民の視点に立って、合理的なニーズが認められる地方単独

事業について、「成案」における「地方単独事業に関して必要な安定財源を確保」との記載に
したがって、今回の引上げ分の消費税収(国・地方)の配分の基礎に含めることを求める。

また、保育士、保健師、児童福祉司など、地方が提供する社会保障サービスの提供に直接
従事する職員等の「マンパワー」については、まさに直接的な「給付」であり、住民の切実なニ
ーズに応えるため、厳しい行革努力を行いながら、その確保に努力しているものであり、「公
務員人件費＝官の肥大化」として一律に配分基礎から除く議論は受け入れられない。

これまで3回の分科会での議論を経て、国の制度を補完する地方単独事業の役割の重要
性については、一定程度理解を得られたものと認識しているが、国と地方で考え方に大きな
隔たりがある論点も数多く残されており、素案の取りまとめに当たっては、社会保障の現場を
担う地方の合意が得られる案とすることを強く求める。

3. 子どもに対する手当等の見直しについて

11月8日に公表された厚生労働省案は、これまで地方が繰り返し求めてきた国と地方の役
割分担等のあり方について何ら示すことなく、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地
方負担を一方的に拡大し、かつ、地方固有の財源である住民税の増収分等を一方的に子ど
もに対する手当に用途を限定するもので、地方の主張を全く踏まえておらず、到底受け入れら
れない。

子どもに対する手当を含めた子育て関係経費に関する地方負担のあり方については、保
育サービスをはじめとする現物給付と現金給付とのバランスに十分配慮し、国と地方の役割
分担に基づき、地方の裁量が発揮される形での制度設計を行うことを求める。

また、手当に係るシステム改修については、準備期間を十分確保し、制度改正の周知徹底
を図るとともに、それに係る費用については、全額国費とすべきである。

4. 国庫補助金等の一括交付金化について

地域自主戦略交付金については、地方自治体の自由裁量の拡大の観点から、対象事業を
拡大するとともに、対象事業の拡大に見合った予算額を確保することを求める。

その際、全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しな
い義務的経費は対象としないことはもとより、地方が必要とする事業が実施できるよう、総額
を確実に確保すべきである。